

ス振第759号

令和4年3月28日

埼玉県スポーツ推進審議会
会長 有川 秀之 様

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県スポーツ推進計画について（諮問）

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第10条第1項の規定に基づく標記の計画について、次のとおり諮問します。

第3期埼玉県スポーツ推進計画について、貴審議会の意見を求めます。

理由

別紙のとおり

(理由)

埼玉県は平成30年3月「第2期埼玉県スポーツ推進計画」を策定し、平成30年度から令和4年度までの5年間に取り組むべき施策等を位置付け、本県のスポーツの推進に取り組んできました。

国際大会における県ゆかりの選手の活躍や地域総合型スポーツクラブの運営改善など一定の成果がでている一方、県民のスポーツ実施率などの総合的な指標においては、いまだ目標に達していないなどの課題が残されております。

この間、ラグビーワールドカップ2019日本大会や東京2020オリンピック・パラリンピックが埼玉県を会場の一つとして開催されましたが、その成果をレガシーとしてどう継承・発展させていくかという課題もあります。

また、県は、令和4年度からの実施に向けて「埼玉県5か年計画～日本一暮らしやすい埼玉へ～」を策定しました。計画では誰もがスポーツに親しむ機会の充実に図るとともに、スポーツの力を活用して社会的課題の解決に取り組むこととしています。

一方、国は、令和4年度から5年間を対象期間とした「第3期スポーツ基本計画」を策定しました。スポーツを「する」「みる」「ささえる」に加えて、「つくる／はぐくむ」といった新たに盛り込まれた視点についても考慮する必要があります。

以上の点を踏まえつつ、令和5年度からの新たな埼玉県のスポーツの推進に関する基本的な計画の策定に当たり、計画に盛り込むべき内容として、主に次の事項を中心に御審議くださるようお願いします。

- 1 現行計画に基づき実施された諸施策の達成状況や諸課題の検証・評価
- 2 ラグビーワールドカップ2019大会や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会後のレガシーの継承・発展について
- 3 誰もがスポーツに関わり親しめる機会の創出について
- 4 世界に羽ばたくトップアスリートの輩出について
- 5 社会におけるスポーツの力の発揮について